

様式第九号の二（第十条の六関係）

11291

許可番号 00821193771

産業廃棄物処分業許可証

住所 茨城県那珂郡東海村村松 3135番地の391

氏名 株式会社 東海クリーン

代表取締役 沼田 元良

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

茨城県知事 大井川和彦



許可の年月日

令和4年5月9日

許可の有効年月日

令和11年2月26日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処分

焼却：汚泥(*3) (*5) (*7)、廃油(*5)、廃酸(*5) (*7)、廃アルカリ(*5) (*7)、廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3) (*5)、がれき類(*3) 以上12種類

破碎：廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3) (*5)、がれき類(*3) 以上8種類

(※) 記載品目については、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、
(*7) 水銀含有ばいじん等を除く

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成29年2月27日	新規許可		
平成29年3月14日	変更届（住所の変更）		
令和4年5月9日	更新許可（優良認定）		
	以下余白		

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

別記 1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県那珂郡東海村大字 3 1 3 5 番地 3 9 1 他 1 筆

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
焼却施設	50 t / 日 (24 時間)	汚泥(*3) (*5) (*7)、廃油(*5)、廃酸 (*5) (*7) 、廃アルカリ (*5) (*7) 、廃プラスチック類 (*3) (*5)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3) (*5)、がれき類 (*3) 以上 12 種類	平成 28 年 12 月 13 日 平成 21 年 11 月 9 日 1-1-081
焼却施設	40 t / 日 (24 時間)	汚泥(*3) (*5) (*7)、廃油(*5)、廃酸 (*5) (*7) 、廃アルカリ (*5) (*7) 、廃プラスチック類 (*3) (*5)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3) (*5)、がれき類 (*3) 以上 12 種類	平成 28 年 12 月 13 日 平成 21 年 11 月 9 日 1-1-0182
破碎施設	廃プラスチック類の破碎施設 17.6 t / 日 (8 時間) 木くずの 破碎施設 42.4 t / 日 (8 時間) がれきの 破碎施設 60.0 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3) (*5)、がれき類(*3) 以上 8 種類	平成 28 年 12 月 13 日 平成 21 年 11 月 9 日 1-1-0183

(※) 記載品目については、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、
(*7) 水銀含有ばいじん等を除く